

外国為替保証金取引(NetFx)取引規程

第1条(規程の主旨)

本規程は、お客様が松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)の「外国為替保証金取引(NetFx)」(以下、「本取引」といいます。)を利用する上で特に必要な取り決めです。

2. 本取引規程に特段の定めがない事項は、ネットストック取引規程によるものとします。

第2条(口座開設の申込)

以下の基準を満たすお客様は、当社に対して「外国為替保証金取引(NetFx)」口座(以下、「本口座」といいます。)の開設を申込みことができます。

- (1)すでにネットストック取引口座を開設済みであること。
- (2)取引ルールその他必要な事項を十分に理解していること。
- (3)十分な金融資産があること。
- (4)投資目的および資金の性格に適合した取引を行っていただけること。
- (5)連絡先電話番号を正確に登録すること。

第3条(口座開設の可否)

本口座の開設の可否は当社が判定するものとします。

2. 本口座の開設ができない場合の理由は開示しないものとします。

第4条(取扱銘柄および取引の種類)

本取引での取扱銘柄および取引の種類は、当社が定めるものとします。

第5条(利用時間)

本取引のサービス利用時間は、当社が定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、前項に定める時間内において、通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害(以下、「システム障害」といいます。)または補修等やむを得ない理由により、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止または中止することができるものとします。

第6条(取引手数料)

お客様が本取引のサービスを利用して取引注文を行い、約定した場合、当社は所定の取引手数料を申し受けます。

2. 本取引での取引手数料は、当社が定めるものとします。

第7条(注文)

当社は、本取引の注文をインターネット上に当社が設置する所定の取引サイトからのみ受注し、システム障害が発生した場合を含め、電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は行わないものとします。

2. 前項に関わらず、受渡決済を行う注文についてはシステム障害が発生した場合を除き当社が定める方法により受注することができるものとします。

第 8 条 (発注値幅制限)

発注値幅制限は、取扱銘柄ごとに当社が定めるものとします。

第 9 条 (入出金)

本口座への入金および本口座からの出金は、当社所定の方法により行うものとします。

第 10 条 (保証金)

本取引を行う場合の保証金の取扱は以下の通りとします。

- (1) 本口座でお預りしている現金はすべて保証金として受け入れるものとします。
- (2) 保証金として受け入れる通貨の種類は当社が定めるものとします。

第 11 条 (取引保証金および最低維持基準)

取引保証金および最低維持基準の計算方法は当社が定めるものとします。

2. 本取引での取引保証金は当社が定めるものとします。取引保証金の状況が当社の定める基準を下回っている場合、取引保証金の引き出し、または新規建てはできないものとします。
3. 本取引での取引保証金の最低維持基準は当社が定めるものとします。取引保証金の状況が当社の定める最低維持基準を下回った場合、お客様は下回った取引日から翌々営業日の 11:30 までに、当社の定める基準を回復するまでの追加保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず本口座に差し入れるものとします。
4. 取引保証金の状況が当社の定める最低維持基準を下回った取引日から翌々営業日の 11:30 までに追加保証金の差入れがない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座において建玉を任意に反対売買し、またはネットストック取引口座から振替を行い、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとし、お客様はそれを了承するものとします。
5. 取引保証金および最低維持基準は当社の判断によって変更することができるものとします。

第 12 条 (決済に伴う不足金等)

本取引の損金により、不足金が発生した場合は、お客様は当社が定める金額を不足金充当

額として本口座に入金するものとします。

2. 前項に定める入金は、不足金が発生した取引日の翌々営業日の 11:30 までに行うものとします。

3. 前項に定める期限までに不足金が消滅しない場合、お客様は、残債務を直ちに弁済するものとします。

4. 第 1 項および第 2 項において、所定の日時まで不足金等または必要額の差入れがない場合、当社が管理する口座の建玉を任意に処分するとともに、当社はお客様に通知することなく、以下の方法により、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(1) お預かりしている現金、および他の取引の保証金または証拠金として差し入れられている現金を、債務の弁済に充当する

(2) お預かりしている有価証券、および他の取引の保証金または証拠金として差し入れられている有価証券を任意に処分し、債務の弁済に充当する

5. 第 1 項および第 2 項において、受渡の期限以内にお客様のネットストック口座から不足金相当額の振替が可能な場合でも、お客様の指示により振替が行われない場合、不足金等の入金がないものと判断します。

第 13 条 (ロスカットルール)

ロスカットルールは当社が定めるものとします。

第 14 条 (債務不履行)

お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は当社の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第 15 条 (スワップポイント)

スワップポイントは当社が定めるものとします。

第 16 条 (サービス内容の変更)

当社はお客様に事前の通知をすることなく、提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

第 17 条 (サービス利用の停止)

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合は、あらかじめお客様に通知することなくお客様のサービス利用を停止するものとします。

(1) お客様が本規程、ネットストック取引規程、当社の定めた取引ルール、またはその他法令等に違反した場合

(2) 当社がやむを得ない理由により、サービスの中止を申し出た場合

(3)当社がおお客様のネットストックまたは本取引のご利用を不相当と判断した場合

第 18 条 (権利義務の譲渡)

お客様は本契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡できないものとします。

第 19 条 (規程内容の変更)

本規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2. 規程の改訂がおお客様の従来の権利を制限する、若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社ホームページ上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。

3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。

4. 本規程の変更に異議ある場合は 15 日以内に当社に申し出るものとします。

5. 上記 4 に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引の建玉の反対売買等以外のお取引をされた場合は、本規程の変更に承諾したものとみなします。

第 20 条 (準拠法)

本契約に関する準拠法は日本国法とします。

以上
平成 25 年 1 月